

届出対象行為の基準

景観法第16条第1項第1号から第3号に掲げるもののほか、同項第4号の規定により条例で定める行為を届出対象行為とします。

届出対象行為		届出対象規模		
		市街地	農村集落・森林山地	
建築物の建築等 (法第16条第1項第1号)	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認申請を要する建築物		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による面積が25㎡を超えるもの		
工作物の建設等 (法第16条第1項第2号)	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突鉄柱・木柱等遊技施設類高架水槽類	高さが13mを超えるもの	高さが5mを超えるもの
		電気供給等施設	高さが20mを超えるもの	高さが8mを超えるもの
			再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備については、出力10kW以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。)	
		広告塔・広告板類	高さが13m又は表示面積が25㎡を超えるもの	高さが5m又は表示面積が3㎡を超えるもの
	プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類	高さ13m、又は築造面積が500㎡を超えるもの	当該行為に係わる部分の築造面積が20㎡を超えるもの	
開発行為 (法第16条第1項第3号)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為 (土地の形質変更)	面積3000㎡又は生じる法面・擁壁の高さ3.0mかつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	
条例で定める行為 (法第16条第1項第4号)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	面積3000㎡又は生じる法面・擁壁の高さ3.0mかつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m又は集積・貯蔵面積1000㎡を超えるもの	高さ3m又は集積・貯蔵面積100㎡を超えるもの	
	建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠 (特定外観意匠)	表示面積が25㎡を超えるもの	表示面積が3㎡を超えるもの	

届出対象行為に関する手続きの流れ

